

休会について

会員が外国に滞在する場合は、理事会に休会を申請することができる。休会が認められた会員は、会費の納入が免除され、会員としての権利(学会誌への投稿、全国大会・部会での報告、理事選挙の選挙権・被選挙権など)を停止される。

休会中の会員が全国大会・部会での報告やラテン・アメリカ論集への投稿を希望する場合、当該年の会費納入を条件に認める。